

魚沼市新ごみ処理施設整備・運営事業 第2回入札関係書類に関する質問書に対する回答書

No	資料名	頁	項目				タイトル	質問	回答
11	要求水準書（設計・建設業務編）	13	第1章	第3節	1		(6) 余熱利用計画	余熱利用施設への温水の供給について、供給の時間帯、土日・正月期間の供給有無等の条件をご教示ください。	余熱利用施設（さわやかセンター）への温水供給は12/28～1/3までの年末年始期間及び週1回の休館日を除く8:00～20:00を原則としますが、詳細は実施設計協議によります。
54	運営業務委託契約書（案）	8	第3節	第27条	第3項		処理不適物の取扱い	【「運営業務委託契約書（案）」第27条第3項における、処理不適物による施設故障時の『発見不可能性』の証明方法、および『一般持込ごみ』に起因する故障の免責についての確認】 上記項目の契約書案のご変更自体は難しいとされた場合、現案の条文を前提とした実務上の運用解釈についての確認となります。 ごみピット内での混載・攪拌等の影響により、事後的に原因となったごみを特定することが物理的に困難なケースが想定されます。本項ただし書の「発見することが不可能であったことを受注者が明らかにしたとき」に関し、第1回質問回答（No. 184）では「善良なる管理者の注意義務（善管注意義務）をもってしても発見不可能であったこと」を受注者が明らかにした場合に合理的判断を行う旨のご回答をいただいております。 これらを踏まえまして、以下の2点についてご教示いただけますでしょうか。 受注者が善管注意義務をもって業務を行ったことを説明できた場合には、当該費用は受注者にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。 また、受注者が善管注意義務を尽くしていたことが客観的に説明された場合には、原因となった処理不適物の流入元が一般持込ごみであったとしても、「運営業務委託契約書（案）」第39条第1項ただし書（受注者の責めに帰すべき事由でない異常事態の発生）の適用、または第27条第3項ただし書の合理的解釈により、当該費用は発注者にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	前段の点について、ご指摘の「受注者が善管注意義務をもって業務を行ったことを説明したこと」も判断の一要素としつつ、条文に定める要件を満たした場合に、発注者負担となります。 後段の点のうち、第39条第1項ただし書については発生した事象が異常事態又は計画外の運転停止に該当するかで判断されます。第27条第3項ただし書きについては、原案の通りとしますが、一般持込ごみに起因する場合については、受注者が善管注意義務を尽くし、費用の発生がやむを得ない事由によると発注者が認めた場合には、費用の負担について協議します。